

2 消安第3651号-1
令和2年12月1日

一般社団法人 全国植物検疫協会
事務局長 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局
植物防疫課長 望月 光顕

リスク管理情報に基づく輸入検査対応について

植物防疫課においては、日々変化する情報に応じて、検疫制度の適切性を維持するため、国内外における病害虫の発生情報、各国植物検疫当局によるリスク管理措置の導入及び見直しに関する情報等の収集、分析及び活用に努めているところです。

今般、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の2の対象となる検疫有害植物について、これまで規制されていなかった地域から我が国に侵入するリスクが存在すると判断しました。

については、当該検疫有害植物の侵入を防止するため、規則改正までの当面の措置として、別紙のとおり追加の輸入検疫措置を実施することとしておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。